

社団法人 日本リサーチ総合研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本リサーチ総合研究所（英文名 Nippon Research Institute）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北一丁目12番11号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、異なった学問領域に属する専門家を効率的に組織し、総合的な視野に立って、国民生活、国民意識、社会、経済、産業、通商、文化、地域等の諸問題について調査及び研究を行い、併せて会員相互の研修を図り、もってわが国社会、経済の発展と国民生活の質的向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 国民生活、国民意識、社会、経済、産業、通商、文化、地域等の諸問題に関する調査、研究及び提言
- 2 国、地方公共団体、企業その他の団体及び個人からの研究受託並びにそれら団体及び個人への研究の委託
- 3 研修生の受入れ及び派遣
- 4 講習会、研究会、国際シンポジウム等の実施
- 5 刊行物、図書等の出版
- 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、普通会員及び特別会員（以下「正会員」う。）をもって民法上の社員とする。

- 1 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事長の推せんを受けて入会した者
- 3 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(特典)

第6条 会員は、理事会で定めるところにしたがい、この法人の発行する機関誌、資等の優先的配布を受け、又は、この法人が開催する研究会等に参加することができる。

(会費)

第7条 会員のうち普通会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1 会費を1年以上納入しないとき

2 この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別)

第12条 この法人に次の役員をおく。

理事 15人以上20人以内

うち

会 長 1人

理事長 1人

専務理事 1人

監事 2人

(選任)

第13条 役員は、正会員たる個人又は正会員たる団体の役員の中から総会において選任する。ただし、監事1人は、会員外から選任することができる。

2 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 理事長は、この法人を代表し、会長を補佐して業務を掌握し、会長が欠けたるとき、又は事故あるときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、常務を処理するほか、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づいて業務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に、心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の同意を得て解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人に、顧問5人以内をおくことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、この法人の運営に関し、随時、理事長の諮問に応ずる。

第4章 会議

(種別)

第19条 会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1 総会の議決した事項の執行に関すること

2 総会に付議すべき事項

3 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1 理事会が必要と認めたとき

2 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

3 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

3 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第23条 会議は、理事長が招集する。

2 会議を招集するには、当該会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

2 理事会の議長には、理事長を充てる。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむをえない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 議長は、会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 会議の日時及び場所

2 正会員又は理事の現在数

3 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者も含む。）

- 4 議決事項
 - 5 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - 6 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 会費
- 2 寄付金品
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から生じる収入
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第30条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第32条 この法人の毎年度の収支予算及び事業計画書は、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、年度開始前に収支予算が成立しないときは、成立する日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。
- 3 前項による収入及び支出は、新たに成立した予算による収入及び支出とみなす。
- 4 収支決算及び事業報告書は、会計年度終了後2か月以内に、その年度末における財産目録とともに、監事の意見をつけて、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決により承認を得なければならない。

(特別会計)

第33条 この法人の事業運営上特に必要のあるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第34条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣及び経済産業大臣（以下「主務官庁」という。）に届け出なければならない。

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第 37 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。

2 解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 1) 定款
- 2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- 4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- 5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- 6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- 7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 8) その他必要な帳簿及び書類

第 8 章 補 則

(委任)

第 40 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和53年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第21条第2項第2号及び第32条第1項の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和53年3月31日までとする。
- 5 変更後の定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

許 可 者 内閣総理大臣福田赳夫 許可年月日 昭和52年4月7日
変更認可者 内閣総理大臣鈴木善幸 通商産業大臣安倍晋太郎 変更認可年月日 昭和
57年8月10日
内閣総理大臣小泉純一郎 経済産業大臣平沼赳夫 変更認可年月日 平成
14年9月9日
内閣総理大臣小泉純一郎 経済産業大臣平沼赳夫 変更認可年月日 平成
15年8月4日
内閣総理大臣安倍晋三 経済産業大臣甘利 明 変更認可年月日 平成
19年6月28日

